

4郡教学第736号

令和4年6月10日

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(通知)

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり、昨日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、「子どもの感染拡大防止重点対策」は令和4年6月12日（日）をもって終了し、令和4年6月13日（月）から学校における行動基準を“レベル1”とすることが示されました。

ついては、貴所属職員に周知するとともに、下記のとおり対応願います。

なお、市内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さによりクラスター発生の危険性が高いことから、今後も基本的な感染症対策の徹底が図られるよう配慮願います。

記

1 令和4年6月13日（月）からの対応

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」について、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- (2) 通常の部活動や練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
- (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。

2 学級閉鎖について

- (1) 同クラスで感染者が3人程度確認された時点で、それぞれの感染経路等状況を踏まえ学校と教育委員会が協議し、教育委員会の判断で学級閉鎖（5日間）の必要の有無を決定する。
- (2) 学級閉鎖をすることになったクラスにおいては、担任も含む児童生徒全員のPCR検査を実施する。

3 マスク着用について

- (1) マスクの着用については、4郡教学第589号及び4郡教学第711号の依頼文を参考に適切に対応すること。
- (2) 別紙「マスクを外すのはどんなとき？」を活用して児童生徒に指導するとともに、保護者へ配付し協力を依頼すること。

(担当 学校教育推進課 主幹兼指導主事 石井 研也)

郡山市教育委員会学校教育推進課

令和4年6月9日収受

4郡教学第736号

(各教育事務所長経由)

4教健第210号

令和4年6月9日

写

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（依頼）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「子どもの感染拡大防止重点対策」が令和4年6月12日（日）をもって終了することが示されました。

つきましては、県の重点対策が終了することを踏まえ、令和4年6月13日（月）から学校における行動基準*を“レベル1”とすることを別紙写しのとおり各県立学校長に通知しましたので、お知らせいたします。

県内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さからクラスター発生の危険性が高く、今後も基本的な感染症対策を徹底する必要があります。貴教育委員会におかれましても、別紙写しを参考にして、感染症対策を徹底するようお願いいたします。

* 福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル〈改訂第6版〉」P8

(事務担当	義務教育課	主幹	吉川	電話024-521-7774)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話024-521-7777)

令和4年6月9日 県中教育事務所 024-935-1485

事務担当 学校教育課 指導主事 嶋原 幸治

4 教健第 2 1 0 号
令和 4 年 6 月 9 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「子どもの感染拡大防止重点対策」が令和 4 年 6 月 1 2 日（日）をもって終了することが示されました。

ついで、県の重点対策が終了することを踏まえ、令和 4 年 6 月 1 3 日（月）から学校における行動基準*を“レベル 1”とし、下記のと通りの対応とすることとします。

県内の感染状況は減少傾向にはありますが、オミクロン株の特性上、感染力の強さからクラスター発生の危険性が高く、今後も基本的な感染症対策を徹底する必要があります。加えて、地域や学校ごとの状況を踏まえた機動的な対応を適切に実施するようお願いします。

*福島県教育委員会「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル＜改訂第 6 版＞」P8

記

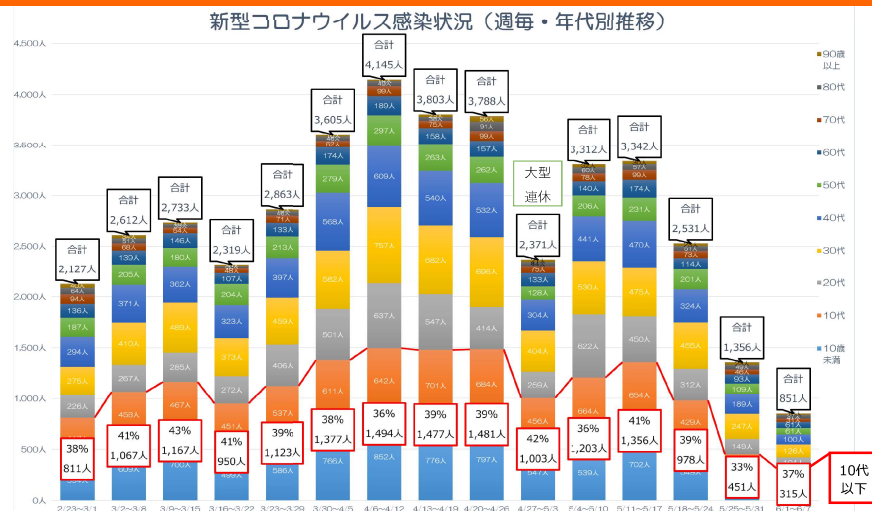
＜令和 4 年 6 月 1 3 日（月）からの対応＞

- 1 「感染リスクの高い学習活動」について、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- 2 通常の部活動や練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
- 3 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。

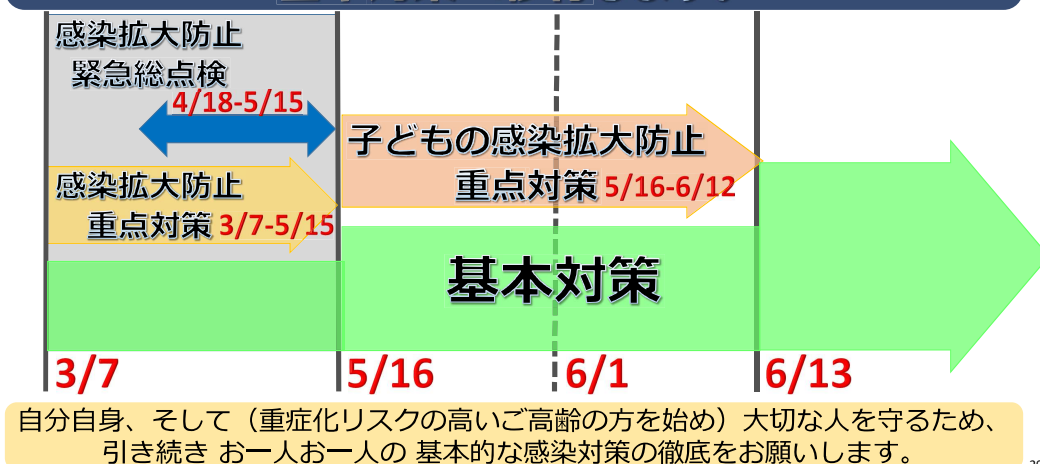
（事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（	特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（	健康教育課	主幹	鈴木	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）

4月中旬をピークに、感染者数は減少傾向にあります

資料 4



子どもの感染拡大防止重点対策を終了し、基本対策へ移行します。



19

20

感染拡大防止のための基本対策

令和4年6月9日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



- ・高齢の方や、基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動は控えましょう。
- ・家庭から感染が広がらないよう取り組みましょう。
- ・同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、出勤等を控えるなどの検討をしましょう。



21

4/5

施設の設置・管理者の皆さまをお願いします

- ・職員の方（ご家族を含む）の体調管理を徹底し、症状が疑われる場合は仕事を休み、速やかに受診できるように配慮をお願いします。
- 大学・専門学校等
 - ・感染防止対策について、学生への周知と注意喚起をお願いします。
- 中学・高等学校
 - ・感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策や学校外の感染防止対策にも、指導・注意喚起をお願いします。
- 小学校・放課後児童クラブ
 - ・感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動での感染防止対策をとり、時間や場所の分散を図り、密集や近距離での活動に留意願います。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等
 - ・感染対策のマニュアル等を確認し、発育状況や活動状況等に応じて感染防止対策を徹底してください。
- 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設
 - ・感染対策のマニュアル等及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

28



マスクを^{はず}外すのはどんなとき？



れいわ ねん がつ 令和4年6月

こおりやまし きょういく い いんかい 郡山市教育委員会



せいかつ ばめん 生活の場面

ちやくよう う む マスク 着用の有無

しんたいてききょり じゅうぶん かく ほ
○身体的距離が十分に確保できないとき
※ 屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動を除く

ちやくよう
マスク着用



【屋外】

ひと きょり かく ほ
○人との距離が確保できるとき

ひと きょり かく ほ かい わ
○人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないようなとき

【屋内】

ひと きょり かく ほ かい わ
○人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないようなとき

【学校生活】

おくがい うんどうじょう かぎ たいいくかん
○屋外の運動場に限り、プールや体育館
等を含め、体育の授業や運動部活動の
とき
○登下校のとき

ちやくよう ひつよう
マスク着用は必要なし



き おん しつ ど あつ し すう たか ひ
○気温・湿度や暑さ指数が高い日の
体育の授業や運動部活動、
登下校のとき

はず う え
マスクを外し、その上で、
できるだけ距離を空ける、
近距離での会話を控える



保護者・教職員のみなさまへ

- ※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とします。
- ※ 様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮をお願いします。
- ※ 運動部活動でのマスク着用は、接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応してください。